3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

(1) 利寸	72113	デリノ 味 代	,,,,,				≑⊞	14		-1H	≑ш	124 八		^		計
1				_			課	税	分	并	硃	税分		合		īΤ
	区		分	7	支	払	金	額	源泉徴収税額	障害者等非課稅 財形貯蓄非課稅 支 払 金	ム ハー	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払	金	額	源泉徴収税額
								千円	千円	=	千円	千円			千円	千円
公				債		1,	513,	800	227, 070	259,	620	24, 014, 611	2	25, 788	8, 031	227, 070
社				債		3,	423,	840	513, 576	5,	529	19, 884, 610	:	23, 31	3, 979	513, 576
	郵	便	貯	金				-	-		-	-			-	-
	銀	行	預	金		90,	169,	473	13, 525, 421	4, 392,	777	10, 909, 635	10)5, 47	1, 885	13, 525, 421
預貯金		外の金融	融機関の預	i金		36,	360,	393	5, 454, 059	1, 077,	456	32, 533, 470	(59, 97	1, 319	5, 454, 059
	勤	務 先	預	金		3,	463,	800	519, 570	5,	567	-		3, 469	9, 367	519, 570
合同運	用信	託の収	益の分	配			795,	033	119, 255	49,	872	65, 202		910	0, 107	119, 255
公社債払		託の収	益の分配	等			87,	126	13, 069		-	403		87	7, 529	13, 069
	小		計			135,	813,	465	20, 372, 020	5, 790,	821	87, 407, 931	2:	29, 012	2, 217	20, 372, 020
定期積	金の	給付補	すてん金	等		1,	503,	720	225, 558		-	17, 047		1, 520), 767	225, 558
匿名組合分配、	合契約 生 命	等に基 保 険	づく利益 等 の 差	の益			525,	694	94, 145		135	-		528	5, 829	94, 145
割引	債 0	り償	還 差	益				-	-		_	-			_	-
	合		計			137,	842,	696	20, 691, 690	5, 790,	956	87, 424, 978	23	31, 058	3, 630	20, 691, 690

調査対象等:平成20年2月から平成21年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

2) BL 1// 1 × / IM (/LI) (/ L) L										
区分	一般調	果 税 分	非 課 税 分	特例税率	函	適 用 分 合				
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息	148, 650, 939	29, 522, 660	20, 467, 156	48, 442, 775	3, 440, 388	217, 560, 870	32, 963, 048			
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配		243	66, 015	288, 692	20, 767	356, 330	21, 010			
숨 計	148, 652, 562	29, 522, 903	20, 533, 171	48, 731, 467	3, 461, 155	217, 917, 200	32, 984, 058			

調査対象等: 平成20年2月から平成21年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 32, 795, 304					2, 25	千円 9, 235

調査対象等:平成20年2月から平成21年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて 作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

Ē		<u></u>			官) 庁	そ	0	か 他	合	計
		区	ガ	分		金 額	源泉徴収税額	支 払 金	額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
						千円	千円		千円	千円	千円	千円
		俸給	• 給 料	• 賞 与	1, 76	60, 620, 995	64, 943, 853	9, 065, 38	7, 352	309, 985, 111	10, 826, 008, 347	374, 928, 964
給与	所 得	日雇	労 働 者	の賃金		3, 756, 289	34, 079	80, 76	8, 083	1, 345, 628	84, 524, 372	1, 379, 707
			計		1, 76	64, 377, 284	64, 977, 932	9, 146, 15	5, 435	311, 330, 739	10, 910, 532, 719	376, 308, 672
退		職	所	得	19	98, 781, 722	3, 034, 270	183, 47	9, 399	7, 135, 941	382, 261, 121	10, 170, 211
災害溽	或免 法	によ	り徴収猶予	したもの			-		-	15, 082	_	15, 082

調査対象等 給与等の支払者から平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び 賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 12, 161, 807	千円 1,699,216
N.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	62, 721, 017	8, 464, 643
法第	診 療 報 酬	100, 327, 529	8, 614, 108
2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	67, 078, 335	3, 822, 208
4 条	芸能等についての出演・演出等の 報 酬 又 は 料 金	2, 563, 229	264, 124
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	11, 365, 598	693, 054
	契 約 金 ・ 賞 金	430, 539	37, 349
	小計	256, 648, 054	23, 594, 702
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	25, 749, 735	740, 955
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	97, 073, 340	534, 368
法 第 17	1条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)	1,531	94
	計	379, 472, 660	24, 870, 119
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	_

調査対象者:報酬・料金等の支払者から、平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

(0) 非居任有寺別侍の硃枕仏代				
区分	課税分	非課税又 は免税分	総額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	760, 971	_	760, 971	107, 858
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利 息、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用 投資信託を除く。)及び特定受益証券発行信託の収益 の分配	37, 299, 454	-	37, 299, 454	2, 066, 349
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-
給 与 · 賞 与 等	1, 859, 925	3, 465, 424	5, 325, 349	371, 985
退 職 手 当 等	34, 440	3, 429	37, 869	6, 888
人 的 役 務 の 報 酬	7, 740	3, 957	11, 697	1, 548
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	1, 927, 285	1, 652, 854	3, 580, 139	385, 457
著作権の使用料又はその譲渡による対価	411, 325	223, 939	635, 264	82, 265
貸 付 金 の 利 子	276, 450	211, 443	487, 893	55, 290
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	767, 550	611, 220	1, 378, 770	153, 510
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	391, 310	-	391, 310	39, 131
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	2, 324, 685	118, 821	2, 443, 506	464, 937
生命保険契約等に基づく年金	-	-	-	_
賞	-	_	_	_
合 計	46, 061, 135	6, 291, 087	52, 352, 222	3, 735, 218

調査対象等:平成20年2月から平成21年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

広島国税局 源泉所得税3 (H20)